

インド・ASEAN諸国における 特許権行使の実態に関する調査・研究

国際第4委員会
第2小委員会*

抄 録 2016年度に国際第4委員会第1小委員会においてインドの特許侵害訴訟（デリー高裁・ムンバイ高裁）の事件データを分析した結果、製薬・通信分野において、欧米企業がインド特許侵害訴訟を活用する実態が垣間見えた。インドやASEAN諸国の特許侵害訴訟に関しては、その有用性の有無を含めて、進出する日本企業の関心度は高いと思われることから、本年度は、インドのほか、ASEAN諸国のうち、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、インドネシアに調査対象国を広げ、特許権行使の実態を把握するため各国の統計調査や判例調査を行った。そして、これらの調査結果の考察を通じて、専門家証人の重要性、各国の特許法上の特有な制度が与える影響、警告状送付の有効性など、特許権行使の際の留意点を明らかにした。

目 次

1. はじめに
2. 統計調査
3. 判例調査
 - 3.1 調査方法
 - 3.2 各国の調査結果
4. 考 察
5. おわりに

1. はじめに

2016年度に国際第4委員会第1小委員会においてインドの特許侵害訴訟（デリー高裁・ムンバイ高裁）の事件データを分析した結果、製薬・通信分野において、欧米企業がインド特許侵害訴訟を活用する実態が垣間見えた¹⁾。

インドやASEAN諸国の特許侵害訴訟に関しては、その有用性の有無を含めて、進出する日本企業の関心度は高いと思われることから、本年度は、インドのほか、ASEAN諸国のうち、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポ

ール、インドネシアに調査対象国を広げて、各国の特許侵害訴訟の統計調査や判例調査を行った。

本稿では、統計調査の結果や判例調査で入手できた判例を報告するとともに、その考察からインド・ASEAN諸国における特許権行使の際の留意点を取りまとめた。

なお本稿は、2017年度国際第4委員会第2小委員会のメンバーである、高村公啓（東日本旅客鉄道；副委員長）、伊藤潤（クラレ）、岡崎豊野（大阪ガス）、北詰敬之（スズキ）、藤田江里（キョーリン製薬ホールディングス）、山田博恵（帝人ファーマ）、横山直史（住友電気工業）が執筆した。

2. 統計調査

(1) インド²⁾

表1にデリー高裁及びムンバイ高裁（旧ボンベイ高裁）における各年に新たに提起された知

* 2017年度 The Second Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

財訴訟件数を示す³⁾。同調査は、デリー高裁及びムンバイ高裁のウェブサイトに基づいて調査が行われたものである。同調査によると、デリー高裁及びムンバイ高裁の両裁判所でインドの知財訴訟の85%を処理すると推定されている。

表1 知財訴訟の提訴件数(デリー+ムンバイ高裁)

年	2014	2015	2016 (8月まで)
商標	446	440	242
著作権	141	167	203
特許権	15	40	28
意匠権	30	10	11
合計	632	657	484

表1に示すように、特許権や意匠権に関わる訴訟件数は、商標(商標権侵害又は詐称通用)や著作権に関わる訴訟件数よりも少ない傾向にある。

(2) タイ⁴⁾

日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)の「タイにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」(2017年9月)⁵⁾において、特許侵害の民事訴訟として表2に示す件数が掲載されている。

表2 タイ民事訴訟(特許侵害)

年	2012	2013	2014	2015
件数	12	7	20	7

タイでは刑事的救済がコストの面から有利とみられ民事訴訟は救済ルートとしてあまり用いられていないという報告⁶⁾もあり、このことが民事訴訟の件数が少ない理由の一つとして考えられる。

上記統計はいずれも下級審を含む数字と見られるが、判決内容を閲覧するために、最高裁の判決サイト⁷⁾の検索を試み、後述のように、

2013~2017年の期間で小特許を含む4件の特許侵害事件数があることがわかった。

(3) マレーシア⁸⁾

マレーシアの特許侵害訴訟を直接示した統計は見当たらなかったが、2013年度の国際第4委員会の海外調査団がマレーシア知財高裁を訪問し、知財訴訟の提訴件数をヒアリングした結果を表3に示す⁹⁾。表の件数は侵害訴訟、無効訴訟等を含むもので、裁判所は特許権、商標権等の権利種別で件数を把握していないということであった。インド・ASEAN諸国では総じて商標権に基づく知財訴訟が多いことを鑑みると、表3の年間70件前後の提訴件数のなかで、権利が特許権で、かつ、侵害訴訟であるケースはそれほど多くないと推察される。

表3 知財訴訟の提訴件数(マレーシア知財高裁)

年	2009	2010	2011	2012	2013
件数	78	100	78	71	75

また、同調査団がマレーシア最大の法律事務所を訪ねてヒアリングした結果、この法律事務所が扱う特許訴訟(侵害訴訟、無効訴訟を含む)は、年間12~15件であるとのことであった。この法律事務所の現地代理人は、特許侵害訴訟が少ない背景として、マレーシアの国内の企業は裁判で戦えるだけの経済力がない中小企業が多く、侵害者であるマレーシア国内企業は、特許権者の要求を受け入れており、マレーシアの特許侵害訴訟が少なくなっているのではないかという見解を述べている。

(4) フィリピン¹⁰⁾

フィリピン知的財産庁は、米国通商代表部(USTR)にスペシャル301条に関して提出した文書を毎年公開している。2014年、2015年及び2016年の提出文書^{11)~13)}においては、各々提出

前年に特別商事裁判所に申請された知的財産権に関する事件数を明示している。各年の総申請件数（民事・刑事合計数、2015年のみ内訳公表；民事：186件，刑事：1,098件）を表4に示す。何れの統計も権利種別，事件種別等の内訳は示されておらず，特許侵害訴訟の事件数及び推移等は不明である。

表4 知財事件申請数（特別商事裁判所）

年	2013	2014	2015
総申請件数	1,028	1,178	1,284

しかしながら，特許侵害訴訟の事件数は僅少¹⁴⁾、¹⁵⁾であること，更に，特許侵害に関する刑事訴訟の対象は，知的財産法で侵害者が民事訴訟で敗訴判決を受けた後に反復侵害する場合と定められている¹⁶⁾ことから，当該申請された事件の殆どが，特許権以外の知的財産権を対象としていることが推測される。

(5) ベトナム¹⁷⁾

ベトナムの特許侵害訴訟を直接示した統計は見当たらなかったが，JETROが現地の27か所の法律事務所に対して知財訴訟の代理件数についてアンケートを行っている。一部の法律事務所からは正確な回答が得られていないようであるが，それらを除き，集計した結果を表5に示す¹⁸⁾。表5に記載の民事訴訟とは，侵害訴訟を意味する。

表5 知財訴訟の代理件数（アンケート先事務所）

年	2013	2014	2015
刑事訴訟	77	90	24
民事訴訟	14	21	43

対象となった権利の種類は把握できていないが，商標権などを活用した模倣品への対処がほとんどであるものと推察される。なお，2014年

度アジア戦略プロジェクトのベトナム・インドネシア訪問代表団報告では，現地の法律事務所から，ベトナムにおける特許訴訟数は概ね5件／年くらいであり，ベトナム企業同士の争いが多く，との回答が得られている¹⁹⁾。

(6) シンガポール²⁰⁾

シンガポールにおいて，知財訴訟の訴訟件数を示す統計は存在しない²¹⁾。2014年度の国際第4委員会の海外調査団が現地法律事務所ヒアリングした結果では，特許侵害訴訟の提起は，年1件位ということであった²²⁾。後述するように，シンガポールでは，ウェブサイトで一定期間は判決文を公開しているため，当該ウェブサイトを目録にウォッチングしていけば，特許侵害訴訟の判決を探すことは可能である。

(7) インドネシア²³⁾

インドネシアの特許侵害訴訟を直接示した統計は見当たらなかったが，インドネシア中央ジャカルタ商事裁判所²⁴⁾と最高裁²⁵⁾の判例検索サイトから得られる特許関連の裁判例を，年度別にカウントすると，表6の件数となる。

表6 特許関連訴訟件数

年	2013	2014	2015	2016	2017
中央ジャカルタ商事裁判所	1	6	2	3	10
最高裁判所	3	0	5	-	-

表6から分かる通り，インドネシアにおいて，特許関連訴訟は年間数件程度である。また，現地代理人にヒアリングした結果，インドネシアでは審決取消訴訟が多く，特許侵害訴訟はほとんど提起されていないとのコメントであった。特許侵害訴訟が少ない背景として，訴訟費用が高く²⁶⁾，裁判所の判断が予測不能²⁷⁾、²⁸⁾であるため，和解による解決が多くなされていると推察される。

3. 判例調査

3.1 調査方法

判例調査において、民間の商用データベースを利用する、現地代理人に判例調査を依頼するなどの方法もあるが、調査対象国の判例について、あまりコストをかけることなく容易にアクセスできる方法があるかどうかを調べた。そのような方法があるかどうかは、知財担当者が初期段階で行う調査の便宜に資する情報であると思われる。

JETROがASEAN加盟10か国について、知的財産関連判例の公表状況及びこれにアクセスする方法に関する報告書を纏めている²⁹⁾。これら報告書のほか、ウェブ情報を参考に、調査対象国の判例情報サイトを纏めた結果を表7に示す。

ベトナム以外は調査対象国の裁判所ウェブサイト判例検索サイトが存在するものの、インドネシアを除き、知財訴訟に絞り込めるサイトはなかった。さらに、検索や判決文公開が現地語に限られ、英語に対応していない国もあった。

裁判所の判例検索サイトのほかは、表7のと

おり、早稲田大学知的財産法制研究センターが「Database of IP Precedents」(以下、早稲田DB)³⁰⁾を提供しており、ベトナム、インドネシア、タイ、インドについては、限られた件数であるが、事案と判決要旨を提供している。

また、JETROウェブサイト³¹⁾のASEAN各国の「知的財産に関する情報」サイトでも、知財関連の判例情報の提供を行っている。

以下では、各国での判例情報サイトの調査結果とともに、特許侵害訴訟の判決文が入手できたものの中で、興味深い判例を紹介する。

3.2 各国の調査結果

(1) インド

インドでは、最高裁、各州高裁のウェブサイト^{32), 33)}から判例検索が可能である。英語での検索及び英語判決文(pdf)のダウンロードが可能であるが、知財訴訟に絞り込んだ検索はできない。原告・被告名や事件番号など分かれば、その情報から検索することは可能である。

一方、各ウェブサイト上ではインドの知財訴訟情報^{34)~38)}に関する情報が公表されている。当情報に基づき、インド特許法8条などの特有

表7 調査対象国の判例情報サイト (商用データベース以外)

調査対象国	裁判所の判例検索サイト				Database of IP Precedents (早稲田大学知的財産法制研究センター)		JETRO 判例等情報
	有無	知財訴訟への 絞り込み	英語 検索	英語判決 文の入手	有無	特許権 (Patent Right) に 絞り込み検索した結果 (検索日: 2017/4/13)	有無
インド	○	×	○	○	○	102件 但し、事件の重複あり	○
タイ	○	×	×	×	○	47件 但し、事件の重複あり	○
マレーシア	○	×	○	○	×	—	○
フィリピン	○	×	○	○	×	—	○
ベトナム	×	×	×	×	○	1件	○
シンガポール	○	×	○	○	×	—	○
インドネシア	○	○	×	×	○	9件	○

凡例 ○: 有or可 ×: 無or不可

な制度に基づく被告側の取りうる対応内容に着目した特許侵害訴訟の調査を行った。注目すべき特許侵害訴訟の概要を以下に述べる。

<事案①³⁹⁾>

出願人の不注意による外国出願に関する情報の不開示が争点となった事案

<事案概要>

原告のKoninklijke Phillips Electronicsが、DVDビデオ/DVD ROMディスクに関する特許(IN218255)に基づき、被告のSukesh Behlに対し被告製品の恒久的差止をデリー高裁(第一審)に請求した。これに対して被告は、原告がインドへの特許出願に対応する外国出願情報を開示していないとしてインド特許法8条違反を主張し、IN218255の特許取消(同法64条(1)(m))を請求した。

原告は、IN218255の審査中において、当該外国出願情報の一部が不注意により提出されていないことを特許庁に報告した。これに対し被告は、原告が外国出願情報の秘匿したことを認めているに等しいと主張したが、デリー高裁(第一審)は被告の主張を却下したため、デリー高裁(控訴審)に控訴した。

デリー高裁(控訴審)は、Phillips社による外国出願に関する情報の一部が提出されなかったことを認めた。さらにデリー高裁(控訴審)は、情報の不開示が意図的に行われたかを判断する裁量権があること、同法64条(1)(m)では「特許を取り消すことができる」とあって、同法8条に該当するからといって特許の取消しが自動的に行われるものではないとし、IN218255の取消しを認めなかった。

インドでは、同法8条に基づいてインドへの特許出願に関連する外国出願情報をインド特許庁に提出することが定められている。同法8条違反は同法64条(1)(m)に基づき特許取消の事由に当たる。本事案のように権利行使された被告側は対抗策として、同法8条違反を指摘する

場合がある。外国出願に関する情報の提出漏れに留意する必要がある。

<事案②⁴⁰⁾>

外国出願に関する情報で「実質的に同一」が争点となった事案

<事案概要>

原告のF. Hoffmann-La Rocheらが、抗がん剤Erlotinib(エルロチニブ)に関するインド特許(IN196774)に基づき、被告のCiplaを特許侵害でデリー高裁(第一審)に提訴した。

被告は、IN196774の出願後に出願された米国特許(US6900221)はIN196774と関連性があり、US6900221の外国出願に関する情報を特許庁へ提出しなかったことはインド特許法8条違反であると主張した。IN196774は、A型結晶とB型結晶の混合物のエルロチニブを開示するものであり、US6900221は、B型結晶のエルロチニブを開示するものであった。双方出願の関係図を図1に示す。

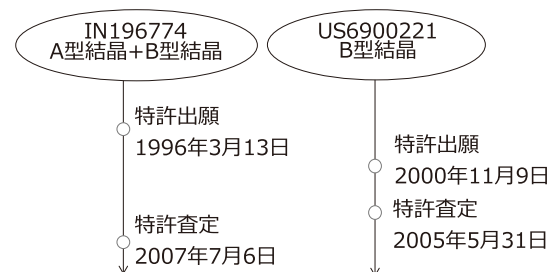


図1 インド出願と米国出願の関係図

原告は、US6900221に含まれるB型結晶のエルロチニブはIN196774のA型結晶とB型結晶の混合物のエルロチニブとは異なるため、同法8条に記載の「同一若しくは実質的に同一」とは言えないと主張した。デリー高裁(第一審)は「医薬のリーディングカンパニーである原告が一つの化合物の別の結晶体への変換が同一若しくは類似の化合物であることに気が付かないことはない」とし、US6900221とIN196774との関連性を認め、同法8条に基づきUS6900221に

関する外国出願に関する情報の提出を行うべきだったとし、同法8条違反に該当するとした一方で、被告主張に齟齬があったため同法64条の特許取消までは認めなかった。

本事案では、デリー高裁が、同法8条は「同一若しくは実質的に同一」の発明に関する情報の全てを審査官に開示することを意図した規定であると述べている。事案①にもあるように、インドへの特許出願に関連する外国出願情報の開示は出願人の義務であり、外国出願情報の不開示は同法8条違反の指摘を受ける可能性が高い。そのため、出願人は関連する外国出願情報を漏れなく提出することが望まれる。

(2) タイ

タイ最高裁の判例検索サイト（図2）において、期間を2013～2017年（タイ暦に換算）とし、キーワードとして「特許」及び「侵害」（いず



図2 タイ最高裁の判例検索サイト

れもタイ語）のand条件で検索した。

その結果、9件の抄録がヒットした。この9件を機械翻訳したところ、うち4件が小特許や意匠を一部含む特許侵害事件⁴¹⁾であり、その他は著作権侵害事件、特許無効の裁判等であった。

4件の特許侵害事件の対象特許発明は、「ゴミトラック圧縮」、「サインプレート取付具」、「寒天刺激方法」、「果物袋」であり、判決の結論はいずれも非侵害であった（表8）。

(3) マレーシア

マレーシア連邦裁判所のウェブサイトには判例検索サイト⁴²⁾がある。英語での検索と英語判決文(pdf)のダウンロードが可能であるが、知財訴訟に絞り込んだ検索はできないため、特許侵害訴訟を調べるのは容易ではない。原告・被告名や事件番号など分かれば、その情報から検索することは可能である。

また、JETROが「知財関連判例等情報」（2014年度⁴³⁾・2015年度⁴⁴⁾）を公表しているが、特許侵害訴訟に関するものは4件であった。

以上の情報のなかで、マレーシア連邦裁判所ウェブサイトの判例検索サイトから、興味深い2件の特許侵害訴訟の判決文を入手した。

<事案①⁴⁵⁾>

専門家証人の経験が結論に影響した事案

<事案概要>

原告であるドイツの医療機器メーカー

表8 タイ特許侵害訴訟最高裁判決（2013-2017）

事件番号	発明	内容	結論
3878/2559	ゴミトラック圧縮	原審で50万パーツの損害賠償を請求したが、却下され上告。被告が撮った写真等が証拠とされた。	非侵害
2586/2559	サインプレート取付具（小特許）	留め芯の基礎となる溝や三角板の左辺右辺が特徴だが、イ号には少なくとも溝が無い。	非侵害
14948/2557	寒天刺激方法	木の幹への穴のあけ方が特許方法とイ号とで異なると判断された。	非侵害
9213/2557	果物袋（小特許）	原告の行為は特許請求の範囲ではカバーされていないとして非侵害。	非侵害

B. Braun社が、「安全針を備えた静脈内カテーテル」に関するマレーシア特許（MY74172A及びMY155A）に基づき、被告のマレーシア企業Med8社らの特許侵害で知財高裁（クアラルンプール高裁）に提訴した事案である。

原告・被告ともドイツから専門家証人⁴⁶⁾を呼び、その証言に基づいて侵害論と無効論が争われたが、知財高裁は原告の専門家証人の適格性は申し分ないとした上で、その証言を証拠として重視し、特許は有効であり、被告製品は原告の特許を侵害すると結論づけた。

この判決の興味深いところは専門家証人の知識及び実務経験が裁判所の侵害と有効性判断に影響を与えた点である。判決文から読み取った専門家証人の経歴は表9のとおりであり、特許の技術内容である「安全針を備えた静脈内カテーテル」に関する知識・実務経験の差が裁判結果に影響を与えた事例と考えられる。

表9 原告・被告が呼んだ専門家証人の違い

原告	<ul style="list-style-type: none"> ・機械工学のエンジニアで、外科医の修士号も持つ。また、修士論文のテーマが安全針を有する静脈カテーテルに関するものであった。 ・最初5年は病院で医師として働き、医師として1,000以上の静脈カテーテルを患者に施術した実務経験がある。 ・最近の20年は、ドイツの商工会議所の認定を受けた医療機器の専門家として、いくつかの医療機器メーカーのコンサルタントをしている。 ・静脈の血管内アクセスに関する手引書や論文を執筆し、自身でも多くの特許を所有しており、最高裁を含めドイツの裁判所で専門家証人の経験を有する。
被告	<ul style="list-style-type: none"> ・医用生体工学の学位をもち、医学的な超音波治療の分野（安全針を備えた静脈カテーテルとは関連性はない。）での知識と経験をもつ。

<事案②⁴⁷⁾>

無効理由を有する独立クレームに従属するクレームを自動的に無効と判断した事案

<事案概要>

原告のマレーシア企業SKB Shutters社が、卷込戸に関する特許（MY128431A）に基づき、被告のマレーシア企業Seng Kong Shutters社らに対して、特許侵害訴訟を提起したところ、知財高裁は原告特許の有効性を認めて、原告特許の侵害を認める判決を下した。これに対して、被告らが控訴裁に控訴したところ、控訴裁は、原告特許の新規性及び進歩性を否定し、原告特許を無効とする判決を下した。そこで、原告が、連邦裁判所に上訴したところ、連邦裁判所は、独立クレームを新規性違反で無効としたうえ（マレーシア特許法56条(3)）、有効性に関する訴訟係属中に特許の訂正ができないこと（同法79条(A)(3)）から、無効理由を有する独立クレームに従属するクレームも自動的に無効と判断した。

この判決の興味深いところは、独立クレームに新規性や進歩性の無効理由がある場合、当該独立クレームに従属クレームがあったとしても、その有効性判断に立ち入ることなく、それらも無効と判断された点である。マレーシアの最高裁にあたる連邦裁判所の判例であり、特許権者としては権利行使の際に注意すべき判例である。

(4) フィリピン

フィリピンでは、前述のとおり特許侵害訴訟の事件数は極めて少ないが、控訴裁及び最高裁のウェブサイトで判決文が公開されているため、検索によりその内容を確認することが可能である⁴⁸⁾。但し、いずれの裁判所のウェブサイトにおいても知的財産権に関する訴訟を特定することができず、事件番号や当事者等を特定して検索する必要がある。JETROにより、2014年～2016年の「知財関連判例等情報」⁴⁹⁾が公開されており、その情報から特許侵害訴訟事件の概要を参照することが可能であるため、この情報を基に両裁判所のウェブサイトより該当の判決文

を取得し、事件詳細について確認することが可能である。当該判例等情報から、以下の特許侵害訴訟の控訴裁・最高裁の判決文^{50)・51)}を取得し、内容を確認した。なお、本事案は、JETROの「フィリピンにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査(2017年4月)」⁵²⁾においても報告されている。

<事案>

均等論に基づく特許侵害、損害賠償・差止が認められた事案

<事案概要>

米国医薬品企業、Warner Lambert Co., LLCが、同社の高コレステロール血症治療薬「Lipitor」(アトルバスタチンカルシウム製剤；以下「原告製品」)をカバーするフィリピン特許3件に基づき、当該特許の独占的実施許諾を受けた現地企業、Pfizer Inc. (Philippines)と共同で、現地医薬品企業、Sahar International Trading, Inc.をマカティ第149地域裁判所に特許侵害で2008年5月に提訴した事案である。第一審判決では被告が勝訴したが、控訴裁は、文言侵害及び均等侵害の双方から判断の上、均等侵害を認め、原告の損害賠償請求・差止請求を認容した。最高裁では、控訴裁が下した差止請求の妥当性が争点となったが、2014年6月に最高裁は、控訴裁の判断を支持して上告を棄却し、原告勝訴が確定した。

この判決の興味深い点の一つとして、均等侵害の判断が挙げられる。フィリピンの特許訴訟は一般的に米国の法原則に従うとされ、また、3要素(機能-手段-結果)の充足が均等論の適用要件とされ、その立証責任は特許権者にあるとされている⁵³⁾。本事案の控訴審では、被告製品は原告の特許医薬品のジェネリック品の位置付けであるという事実を踏まえ均等侵害の判断を下した。フィリピンにおいては、特許侵害訴訟が少ない中で、均等論適用が認められた事案として参考になるものと思われる。

一方で、本事案では原告の損害賠償請求が認容されたが、当該損害賠償額もこの判決の興味深い点の一つである。原告は、医薬品業界で定評のある市場データに基づいた損害賠償額180万フィリピンペソ(PHP；1PHP=2.27円で換算して約409万円)、及び弁護士・訴訟費用約150万PHP(約341万円)を請求したが、控訴裁は、原告が提示したデータの精度に対して疑義があるなどとして、30万PHP(約68万円)、懲罰的賠償額5万PHP(約11万円)、及び訴訟費用5万PHP(約11万円)の損害賠償額を認容した⁵²⁾。

フィリピンでは、訴訟期間が非常に長期にわたり、弁護士等の費用がかかるとされているが^{52)・54)・55)}、第一審から最高裁まで争われ、訴訟期間が約6年に及んでいた本事案はその現状を示す1つの例かと思われる。また、知的財産権侵害は重大な犯罪行為とみなされておらず、訴訟手続きにおいて低い優先度で取り扱われている⁵⁵⁾などの報告もなされているところである。

本事案では差止請求が認容されており、差止を求める場合には、民事訴訟も有効になり得るが、損害賠償額を期待する場合には、本事案の判決で下された損害賠償額が原告請求額の僅か8分の1にも満たなかった点などに鑑みると、費用対効果を考慮しつつ、適切な特許権行使の可能性を追求することが望ましい。

(5) ベトナム

ベトナムでは、裁判所が判決文をインターネット公開しておらず入手が難しい。そこで、早稲田DBから検索したところ、特許権の裁判例ではないが、実用新案権に基づく侵害訴訟事件が1件ヒットした。

この事件は、裁判所が、科学技術省の知的財産研究所(VIPRI)⁵⁶⁾が侵害である旨結論付けた事実を、侵害を認める判決の理由として挙げた事案であり、原告のベトナム企業Hung Phu Thanh Aluminum Technology Commercial社

が、巻込戸に関する実用新案権に基づき、被告のベトナム企業Tran Thanh Dat Service and Production社に対して、実用新案侵害訴訟を提起したところ、第一審で実用新案権の侵害を認める判決を下し、控訴裁でも第一審判決を支持し、実用新案権の侵害を認める判決を下した。原告は、侵害訴訟を提起する前に、VIPRIに依頼し侵害の認定を得ており、控訴審において裁判官は、VIPRIが侵害認定をした事実を理由の一つとして侵害を認める判決を下した。侵害訴訟において、専門知識を持つVIPRIの認定結果が尊重された事例である。

ベトナムでは、権利者は、侵害訴訟に先立って、VIPRI等の政府機関に対する侵害立証の説明等に注力し侵害認定を得ておくのも一つの手であろう。

(6) シンガポール

シンガポール最高裁のウェブサイト⁵⁷⁾において、直近の最高裁判決を閲覧することが可能である。また、「Singapore Law Watch」が運営する無料のウェブサイト⁵⁸⁾において、直近3か月のシンガポールの判決を公開している。いずれのサイトも英語での検索、英語判決文(pdf)のダウンロードが可能である。3か月を経過したものは、同じくSingapore Law Watchが運営する有料ウェブサイト「Law Net」に移管されて公開される。

以下、Singapore Law Watchのウェブサイトから1件、特許侵害訴訟の判決文を入手した。

<事案⁵⁹⁾>

特許権者が発した警告状が「根拠がない脅迫」とされた事案

<事案概要>

ドライブレコーダー用の車載カメラに関するシンガポール特許(SG87795)の特許権者である原告Lee Tat Cheng(個人)が、自動車アクセサリ製品や通信機器を販売するシンガポ-

ル企業Maka GPS Technologies社を特許侵害でシンガポール高裁に提訴した事案である。なお、原告は本件提訴前に被告に対して警告状を2回送付しており、被告は訴訟の中で侵害論と無効論を争うとともに、当該警告状は「根拠がない脅迫(groundless threats)」(シンガポール特許法77条)⁶⁰⁾であるとして反訴を行った。

まず、原告特許の侵害論と無効論については、その判断の前提となる被告の専門家証人の適格性(当業者といえるか等)が争われたが、その経歴を考慮した結果、裁判所は適格性があると認定した上で、特許は有効であるが、非侵害であると結論付けた。また、原告特許の非侵害を宣言した上で被告の反訴を認容し、当該脅迫の継続に対する差止命令を下した。ただし、当該脅迫により被った損害の賠償については、立証されていないということで認めなかった。

この判決の興味深いところは、先述のマレーシアと同様に、専門家証人の経歴が争点になった点である。また、「根拠がない脅迫」というシンガポール特許法の条文を根拠とした被告側の反訴が争われ、本事案では提訴前の警告状についてそれが認められたことである。専門家証人の人選が重要である点、シンガポールでは警告状を送付した相手方から「根拠のない脅迫」との逆提訴を受ける危険がある点に留意すべきであろう。

(7) インドネシア

インドネシア最高裁のウェブサイト内に判決の検索サイト⁶¹⁾がある。判決文の内容を検索可能なサイトであるが(但し、インドネシア語に限る)、検索機能を使わずとも、既に判決文が種類ごとに分類されているため、サイト内にある「Direktori(ディレクトリ)」から「Pidana Khusus(民事特別)」をクリックし、「Pidana Khusus」から、「Paten(特許)」を選択することで、特許事件に絞ることが可能であった(2018

年1月31日の時点で20件) (図3)。なお、同じ画面で、「Merek (商標)」の裁判例は410件、「Desain Industri (工業デザイン)」の裁判例は49件であった。インドネシアの最高裁で取り扱う知的財産訴訟のほとんどが商標の事件であることが分かる。なお、得られた判決文は全てインドネシア語の最高裁判例である。



図3 インドネシア最高裁判決検索サイト

得られた20件中13件の判決文はダウンロードが可能であった。そのうちの11件は判決文の選択・コピーが可能であるため、機械翻訳を活用し解読を試みることができた。その結果、農業機器、バスタブや油処理工場での処理装置等の特許に関し特許権の侵害が争われていること、日本企業とインドネシア特許庁間の審決取消訴訟と思われる事例の存在が確認できた。

4. 考 察

(1) 特許侵害訴訟の実用上の課題

インドやASEAN諸国の知的財産訴訟の中で特許侵害訴訟が占める割合は多くない。訴訟にかかる時間などの課題から司法的救済に基づく権利行使だけでは実効性を欠く国も多い。調査対象国の行政的救済、司法的救済の制度比較を表10に示す。商標、著作権に対象が限られる国もあるが、迅速な対応を図るうえでは、警察や税関等の取締機関による行政的救済に基づく権利行使も有効に活用すべきである。

特にインドやASEAN諸国では、その国での権利行使が制度的に不十分な側面もある。インドやASEAN諸国に侵害品が他国(生産国・貿易中継国)から輸入されている場合などは、侵害品の国際商流を調査し、権利行使の制度が十分に整った当該他国での権利行使も検討すべきである。

(2) 警告状による権利行使の際の注意

現地代理人のアドバイスによれば、特許侵害訴訟に時間・コストがかかる国も多いことから、より迅速かつ簡便な方法として警告状を出すことを勧める場合もある。国によっては権利行使として警告状の送付は有効であり、中小企業や正規ビジネスを行う会社は警告状により自主的に侵害を停止する場合も多く、東南アジア地域の知的財産に関する情勢報告書⁶²⁾で警告状を推奨している記述も見られる(フィリピン、インドネシアなど)。ただし、警告状を送付することも権利行使として効果的な国もある一方、シンガポールの裁判例において争点になったように、「根拠がない脅迫」として被告側から逆提訴を受ける可能性がある国もあることに注意すべきである。

なお、インドにおいても特許法106条にも「根拠がない脅迫」の規定があるが、インドの現地代理人にヒアリングした結果によると、インドでは権利行使の戦略上、一方的仮差止めを狙うならば、警告状を送付しないことを勧めるということであった。これはインドの場合、特許侵害訴訟を裁判所に提起すると、一方的仮差止めが認められる場合があり(訴状を出した次の日に認められる場合もある)、仮差止めが認められると、手続きとして、原告自身が裁判所の仮差止めの命令状を被告に送付するということがある。そして、一方的仮差止めが認められるのは、被告側が出廷しないときであって、提訴前に事前に警告状の送付をしてしまうと、被告側

が出廷する可能性があるため、一方的仮差止めを狙っているときは、警告状を送らずに提訴したほうが良いということである。

(3) 特許侵害訴訟における専門家証人等
マレーシア、シンガポールの裁判例でも争いになったとおり、裁判所の侵害論、無効論では、

表10 調査対象国の行政的救済・司法的救済の制度比較

	タイ				マレーシア			
	行政的救済		司法的救済		行政的救済		司法的救済	
	行政取締	水際措置	民事裁判	刑事裁判	行政取締	水際措置	民事裁判	刑事裁判
対象権利	特許権、商標権 著作権、回路図	商標権 著作権	特許権、小特許 商標権、著作権	特許権、小特許 商標権、著作権	商標権	商標権 著作権	全知的財産権	商標権 著作権
処理主体	特別捜査機関 タイ経済警察	税関	知的財産・ 国際取引 中央裁判所	知的財産・ 国際取引 中央裁判所	「国内取引・共同組 合・消費者保護省」 法執行部門	税関	裁判所	裁判所
措置	捜査、押収 刑事処罰等	輸入差止	侵害差止、 損害賠償 仮命令 アントンピラー命 令	禁固刑 罰金刑	捜査・押収 刑事処罰	輸入差止	侵害差止 損害賠償	侵害差止 刑事処罰
時間	6か月	迅速	1年6か月-2年	6か月-1年	20日-12か月	1-12か月	9-24か月	24か月以上

	フィリピン				ベトナム			
	行政的救済		司法的救済		行政的救済		司法的救済	
	行政取締	水際措置	民事裁判	刑事裁判	行政取締	水際措置	民事裁判	刑事裁判
対象権利	知的財産権	知的財産権	知的財産権	知的財産権 (特許権・意匠権： 再犯)	知的財産権	知的財産権	知的財産権	著作権、商標権 地理的表示
処理主体	貿易産業省、 知的財産庁等	税関等	裁判所	裁判所	科学技術省監査局 市場管理局、警察 人民委員会等	税関	裁判所	裁判所
措置	侵害差止、損害賠償、 押収・没収、行政的 過料賦課、誹責等	輸出入差止 押収・没収等	侵害差止、 損害賠償等	侵害差止、 禁錮、罰金等	警告、罰金、没収	通関手続停止	差止、謝罪 損害賠償、破棄	公民権剥奪、罰金 禁固刑、終身刑、 死刑
時間	約6か月	約1-2か月	第一審： 2-3年以上 第二/三審： 各3年以上	第一審： 2-3年以上 第二/三審： 各3年以上	3か月程度	3か月程度	第一審： 12-18か月 控訴審： 4-8か月	不明

	シンガポール				インドネシア			
	行政的救済		司法的救済		行政的救済		司法的救済	
	行政取締	水際措置	民事裁判	刑事裁判	行政取締	水際措置	民事裁判	刑事裁判
対象権利	知的財産権	商標権 著作権	知的財産権	知的財産権	知的財産権	商標権 著作権	知的財産権	知的財産権
処理主体	警察 (IPRB)	税関	裁判所 法院は訴額による	裁判所	1. 知財総局 (捜査局) 2. 特別犯罪捜査局特別 班	税関総局	裁判所	裁判所
措置	レイド→押収	職権での 検査と留置	差止、損害賠償 逸失利益回復等	商品の押収、処分 刑事処罰	1. 捜査・差押、検察 局送致 2. 刑事裁判所に訴追	一時的差止め (輸入、輸出)	侵害差止 損害賠償	侵害差止 刑事処罰
時間	不明	留置時間は48時間 留置の日から10日 以内に民事訴訟	1年	不明	1. 1年以内を目標 2. 通常60日 (12月以 上の場合もあり)	不明 (実績なし)	第一審 7か月 上告審 1年	第一審 11か月 控訴審 9か月 上告審 15か月

	インド			
	行政的救済		司法的救済	
	行政取締	水際措置	民事裁判	刑事裁判
対象権利	商標、著作権、 地理的表示	税関に登録された 知的財産権	全知的財産権 パッシングオフ など	商標権 著作権 地理的表示
処理主体	警察	税関	民事裁判所	警察、刑事裁判所
措置	捜査・押収 刑事処罰	輸入差止 侵害品廃棄	恒久的侵害差止 損害賠償 不当利得返還 侵害物品引渡・ 廃棄 情報開示	侵害差止 処罰 侵害品押収
時間	不明	2-3か月	仮処分 3-18か月 訴訟 3-5年	示談 3-12か月 訴訟 7-8年

【表作成上の主要な参考文献】
 ・JETRO 国別「模倣対策マニュアル」
<https://www.jetro.go.jp/theme/ip/manual.html>
 ・JETRO ASEAN 知的財産に関する情報 (セミナー開催報告)
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip.html>
 ・JETRO 特許庁委託事業 アセアン・インド知財保護ハンドブック
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_asean_in.pdf
 ・特許庁 外国産業財産権侵害対策等支援事業「産業財産権侵害対策概要ミニガイド」
https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

クレーム解釈や先行技術の開示内容の認定に影響を与える専門家証人の人選は重要である。裁判官は技術的な専門家ではないため、裁判官に特許の技術内容を教える“先生”となる専門家証人の経歴が、証人の適格性や証拠力に影響を与える場合がある。特許の技術内容に関して知識と経験がある専門家を選ぶよう留意すべきである。インドの場合も同様であり、現地代理人にヒアリングした結果によると、裁判官は技術的なバックグラウンドは有しておらず、過去に知財事件を担当した人もいればそうでない人もいるため、技術を裁判官にわかりやすく伝える専門家証人が大事であるとのことである。訴訟の準備段階において社外の技術専門家の目当てを付けておいたほうがよく、技術経験が豊富な大学の教授（インド国内外を問わない）も証人としてよく使われるということであった。また、専門家証人とは異なるが、ベトナムの裁判例のように、裁判官は、専門知識を持つ行政機関の侵害認定結果をそのまま採用する場合があるため、そのような国では侵害訴訟に先立って、専門知識を持つ行政機関の見解を得ておくことが効果的と考える。

(4) 権利行使国の特許法上の特有な制度

インドでは、被告からの特許無効の抗弁として、インド特許法8条の規定違反を主張される場合も多い。特許取消となるか否かは裁判所の裁量ということであるが、インド出願と同一または実質的に同一の出願の審査情報が提出されていないと、同法8条違反を認定される場合が多い。特に、インド出願と「実質的に同一」の出願とは、どこまで出せばよいか、どのくらいの頻度でステータスを提出すべきかの判断基準は悩ましいところである。現地代理人にヒアリングした結果によれば、ステータスが変わるごとに頻繁に出す必要はなく、少なくとも3回(①出願日から6か月以内、②最初の審査報告書か

ら6か月以内、③聴聞の申立時)は出すこと、権利行使の際に被告から特許庁を騙す不正な行為があったと攻撃される可能性が高いので、特許査定など特許性を肯定するステータス情報よりもむしろ、インド出願に対応する外国出願で拒絶理由を受けたなど特許性を否定する情報は提出すべきであるという意見であった。

また、マレーシアの裁判例において特許法上の訂正ができないことから、独立クレームに従属するクレームが全て無効と判断された事案があったとおり、現地の特許法の解釈の問題が関係することも多く、権利行使の際には、現地代理人など専門家とよく相談して進めるべきである。

5. おわりに

本小委員会では、特許権行使の実態を把握するため、インドのほか、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、インドネシアのASEAN諸国について、各国の統計調査や判例調査を行い、調査結果の考察を通じて、専門家証人の重要性、各国の特許法上の特有な制度、権利行使としての警告状送付の有効性など、特許権行使の際の留意点を明らかにした。

インドやASEAN諸国においては、知財訴訟全体のうち特許権侵害訴訟（民事訴訟）が占める割合は少ない。この理由としては、国によっては、知的財産侵害に対する救済が弱いという事情や、民事訴訟よりも刑事訴訟や行政取締が有効であるという事情があると思われる。さらに、国によっては、権利行使の前の問題として、権利行使の対象である特許権を取得するまでに多くの課題（特許庁の審査滞貨や権利取得までに長期間を要するなど）があるというのも理由の一つかもしれない。

しかし、昨今のインドやASEAN諸国の経済発展に伴い、各国とも産業誘致や投資拡大のため、特許制度や知財保護の司法制度を充実させ

る重要性は高まっていくと思われ、国によっては制度改善の動きが見られるところである。インドやASEAN諸国に進出する企業は、これらの動向に注視しながら、特許権取得戦略とともに、権利行使戦略を検討することが求められていくことになるだろう。

注 記

- 1) 国際第4委員会第1小委員会, 知財管理, Vol.67, No.8, pp.1167~1176 (2017)
- 2) インドは、最も高位の裁判所である最高裁 (Supreme Court) があり、それに続き高裁 (High Court) が各州に設置され、各州の高裁の下に地方裁判所 (District Court) を含む下級裁判所が設置されている。知財訴訟は高裁に第一審として提訴可能である。第一審は「Single Bench」と呼ばれ、単独の裁判官によって行われる。第二審は「Division Bench」と呼ばれ、2人の裁判官による合議で行われる。Single Benchの判断に不服の場合には、同じ高裁内のDivision Benchで控訴審が争われる。
- 3) INPIT 新興国等知財情報データベース, インドにおける知的財産訴訟の統計データ <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/statistics/13703/>
- 4) 知的財産権に関する訴訟は二審制であり、第一審は、民事・刑事を問わず、タイ知的財産及び国際取引中央裁判所が管轄し、その判決に不服がある場合は、最高裁判所に上告が可能である。
- 5) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf
- 6) <http://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/en/country-factsheets2>
- 7) <http://deka.supremecourt.or.th/>
- 8) マレーシアの司法制度は、最高裁にあたる連邦裁判所の下に、控訴裁、地区の高裁、地区ごとの下級裁判所 (初級裁判所, 治安判事裁判所) が配置されている (原則三審制)。知的財産に関する訴訟については、刑事事件の第一審は初級裁判所が担当し、知的財産裁判所が設置された高裁が行政事件と民事事件の第一審、及び刑事事件の上訴審を担当する。高裁の判決に対し、控訴裁に上訴可能であり、控訴裁の判決に不服がある場合には、連邦裁判所に上訴可能である。連邦裁判所は事実審を行わない。
- 9) 日本知的財産協会, 2013年度 国際第4委員会「マレーシア調査団報告書」, p.12, 資料第434号 (2014年6月)
- 10) フィリピンは三審制で、第一審裁判所、控訴裁、最高裁の順に上訴がなされる。ケソン、マニラ、マカティ及びバシグに所在する地域裁判所が、最高裁により特別商事裁判所として指定されており、これら特別商事裁判所が、知財権訴訟を取り扱う第一審地域裁判所とされている。
- 11) Intellectual Property Office of the Philippines, COMMENT Submitted to the Office of the United States Trade Representative 2014 Special 301 Review (10 February, 2014), <http://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/CommentofGRPre2014Special301Review.pdf>
- 12) Intellectual Property Office of the Philippines, SUBMISSION Submitted to the Office of the United States Trade Representative 2015 Special 301 Review (13 February, 2015), http://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/PhilippineSubmission/2015_PHL_Submission_to_USTR.pdf
- 13) Intellectual Property Office of the Philippines, SUBMISSION Submitted to the Office of the United States Trade Representative 2016 Special 301 Review (18 February, 2016), http://www.ipophil.gov.ph/images/IPEnforcement/PhilippineSubmission/2016_PHL_Submission_to_USTR.pdf
- 14) INPIT, 新興国等知財情報データベース「フィリピンにおける均等論に対する裁判所のアプローチ (2017年6月20日)」 <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/13816/>
- 15) JETRO, フィリピン 知的財産に関する情報 2014年度~2016年度 フィリピン知財関連判例等情報 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/ip/>
- 16) JETRO, 特許庁委託事業「フィリピンにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査 (2017年4月)」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/ph/ip/pdf/enforcement_report_201704.pdf
- 17) ベトナムでは、二審制が採用されており、第一

- 審である省級裁判所の判決に不服がある場合は、最高人民裁判所に上訴することができる。
- 18) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/lawfirm.html#vn>
- 19) 日本知的財産協会, 2014年度アジア戦略プロジェクト「ベトナム・インドネシア訪問代表団報告」, p.4, 資料第453号 (2015年6月)
- 20) シンガポールの司法制度は, 上級裁判所である最高裁と下級裁判所から成り, 最高裁は控訴裁と高裁から構成される。高裁の中に知財事件を専任する裁判所としてIP裁判所がある。知財関連訴訟(著作権侵害訴訟やパッシングオフの訴訟である場合は, 訴額がSG \$ 250,000を超えるもの)は, IP裁判所を有する高裁が第一審, 控訴裁が第二審となっている。
- 21) JETRO, 「ASEAN主要国における司法動向調査2016年8月」, p.127,
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/4a488cc37b8292d9/rP_asean_Principal_Judicial_201608.pdf
- 22) 日本知的財産協会, 2014年度 国際第4委員会「シンガポール調査団報告書」, p.23, 資料第448号 (2015年5月)
- 23) インドネシアでの知的財産関連訴訟については, 民事訴訟, 刑事訴訟でプロセスが異なる。民事訴訟は二審制であり, 商事裁判所が一審, 最高裁が二審となる。なお, 商事裁判所とは地方裁判所の一種であり, インドネシア国内に5か所存在する。5か所の商事裁判所のうち, 当事者が在外者の事件は中央ジャカルタ商事裁判所が管轄する。一方で, 刑事訴訟は地方裁判所, 高裁, 最高裁の三審制である。
- 24) 中央ジャカルタ商事裁判所の判例検索サイト(知財訴訟)
http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/list_perkara/type/ZEK3ZU9IZ0hYMzJZZHNSemszQkY5THJXUmJXOUw0bGg5ZzdPVzIwNFdHMWdsMWNrL0JDUDJodUZ1WmZoSkxTY1FROTI3K29XbUtQMXVaU0wrUTR1TEE9PQ==
- 25) インドネシア最高裁判所サイト
<http://putusan.mahkamahagung.go.id/>
- 26) 日本知的財産協会, 2015年度 国際第4委員会「インドネシアにおける特許権取得・行使上の留意点」, p.61, 資料第462号 (2016年6月)
- 27) <http://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/sites/default/files/publications/Indonesia%20Fasctsheets.pdf>
- 28) http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/july/tradoc_153600.pdf
- 29) JETRO, ASEAN における知的財産関連判決へのアクセス性に関する調査 (2013年4月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_accessibility_to_ipjudgment.pdf
- 30) 早稲田大学知的財産法制研究センター「Database of IP Precedents」
https://rclip.jp/db/search_form.php
- 31) <https://www.jetro.go.jp/>
- 32) インド最高裁判所ウェブサイト
<http://www.sci.gov.in/judgments>
- 33) インド高等裁判所ウェブサイト
<http://www.judis.nic.in/>
- 34) JETRO, インド知財訴訟統計報告書2014年版 (2014年1月~12月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/stat_2014.pdf
- 35) JETRO, インド知財訴訟統計報告書2015年版 (2015年1月~12月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/stat_2015.pdf
- 36) JETRO, インド知財判決・審決分析集 第5版 (2015年5月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/intelproperty_5.pdf
- 37) JETRO, インド知財訴訟・審決報告書 第7号 (2014年3月~2014年12月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201403-04_201505.pdf
- 38) 日本技術貿易株式会社, 【Cases & Trends】インド最新判決: 特許法第8条違反の認定には「欺く意思」と「重要性」が必要。
https://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/1148.html
- 39) Maj. (Retd.) Sukesh Behl. Vs. Koninklijke Phillips Electronics. (FAO (OS) 16/2014)
- 40) F. Hoffmann-La Roche Ltd. and OSI Pharmaceuticals, Inc. Vs. Cipla Ltd. (CS (OS) No. 89/2008 and C.C. 52/2008)
- 41) タイ特許法は, 発明特許, 意匠特許及び小特許の3種類を規定している。

- 42) マレーシア連邦裁判所ウェブサイト
<http://www.kehakiman.gov.my/en>
- 43) JETRO, 2014年度マレーシア知財関連判例等情報 (2014年4月~2015年3月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/my_precedent_201404_201503.xls
- 44) JETRO, 2015年度マレーシア知財関連判例等情報 (2015年4月~2016年3月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/my_precedent_201504_201603.xls
- 45) B.BRAUN MELSUNGEN AG vs MED8 SDN BHD他 (Civil Suit No : D-22IP-53-2010, Civil Suit No : D-22IP-23-2011)
- 46) 裁判所のクレーム解釈や先行技術の開示に関する証拠の認定を支援する役割を果たす。
- 47) SKB SHUTTERS MANUFACTURING SDN BHD v. SENG KONG SHUTTER INDUSTRIES SDN BHD & TAN KOOI LIM (Civil Appeal No: 02(f)-97-12/2014)
- 48) INPIT, 新興国等知財情報データベース「フィリピンにおける審決・判決へのアクセス方法 (2015年3月31日)」
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/8231/>
- 49) JETRO, フィリピン 知的財産に関する情報 2014年度~2016年度 フィリピン知財関連判例等情報
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/ip/>
- 50) Republic of the Philippines-Court of Appeals-Manila, CA-G.R. CV No. 97495. November 5, 2013, November 12, 2014, http://202.90.158.49:8080/casestatusinquiry-war/faces/jsp/view/ViewResultInformation.jsp?form1:linkResults_submittedLink=form1:linkResults
- 51) Republic of the Philippines-Supreme Court-Manila, G.R. No. 194872. 2014/6/9, <http://sc.judiciary.gov.ph/pdf/web/viewer.html?file=/jurisprudence/2014/june2014/194872.pdf>
- 52) JETRO, 特許庁委託事業「フィリピンにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査 (2017年4月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/ph/ip/pdf/enforcement_report_201704.pdf
- 53) INPIT, 新興国等知財情報データベース「フィリピンにおける均等論に対する裁判所のアプローチ (2017年6月20日)」
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/13816/>
- 54) SOUTH-EAST ASIA IPR SME HELPDASK, IP Factsheet: PHILIPPINES
<http://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/sites/default/files/publications/Philippines%20Factsheet.pdf>
- 55) The U.S. Department of Commerce's International Trade Administration, Philippines Country Commercial Guide
<https://www.export.gov/article?id=Philippines-Protection-of-Property-Rights>
- 56) 科学技術省の所轄機関であり, 知的財産の裁定のための鑑定, 調査, コンサルティング, 研修等を業務としている。
- 57) シンガポール最高裁判所のウェブサイト
<https://www.supremecourt.gov.sg/news/media-releases>
- 58) Singapore Law Watchウェブサイト
<http://www.singaporelawwatch.sg/slw/index.php>
- 59) Lee Tat Cheng v Maka GPS Technologies Pte Ltd [2017] SGHC 48
- 60) 警告により特許侵害手続をもって脅迫された人, それにより損害を受けた人は, 救済訴訟 (不当であった旨の宣言, 脅迫行為の差止め, 損害賠償請求) を逆提訴することができる。取引先相手だけでなく, 被疑侵害者本人に対して警告した場合でも, a) 非侵害 b) 無効が立証されると, 「根拠のない脅迫」に該当する。
- 61) 前掲注25) 参照
- 62) The South-East Asia IPR SME Helpdesk "Country Factsheets"
<http://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/en/country-factsheets2>
- (URLの参照日は全て2018年2月26日)
- (原稿受領日 2018年3月14日)